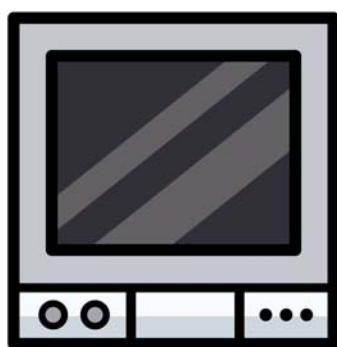


家電リサイクルについて

平成13年4月から家電リサイクル法により、次の4品目は、町では収集・処理していません。

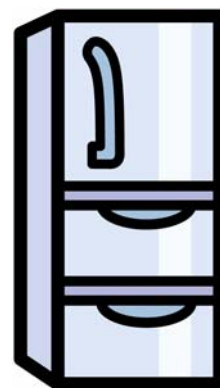
(ブラウン管テレビ)



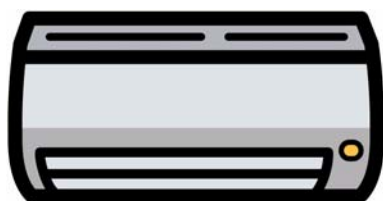
(家庭用洗濯機)



(家庭用冷蔵庫)



(エアコン)



最近、問合せが多いので、
再度お知らせいたします。

☆ 処理の方法について

- ・ 買い替えの場合、電気店に引き取りを願う。
- ・ 不用になった場合、買った電気店に引き取りを願う。
- ・ 買った電気店が不明の場合、近くの電気店に相談。

☆ 処理料金について

- ・ 引き取りの方法や家電の大きさ等により料金が異なりますので、電気店との相談が必要です。

☆ その他の家電について

- ・ 小型のものは、「燃やせないゴミ」で、大型のものは役場又はクリーンセンターにご相談ください。

役場住民福祉課 (44-2111)
クリーンセンター (44-2085)